２０１９年１１月６日号

北九州市立消費生活センター　あんしんサポートニュース＜臨時号＞

実在しない「民間訴訟告知センター」からのハガキは詐欺です！

＜今回の相談事例＞
「不審なハガキが届いた。法務局管轄支局民間訴訟告知センターからだ。」という相談が消費生活センターに寄せられています。
「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」という件名で、連絡せずに放置すると裁判所により給与や財産を差し押さえられると書かれています。

◆詐欺ハガキの文例◆

> 消費料金に関する
> 訴訟最終告知のお知らせ
>
> この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。
> 管理番号（き）413 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。
> 尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行証書の交付をご承諾いただきます様お願い致します。
> 裁判取り下げなどのご相談に関しましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問い合わせ下さい。
> 尚、書面での通知となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。
>
> ※取り下げ最終期日　　令和1年10月17日
>
> 法務省管轄支局　民間訴訟告知センター
> 東京都千代田区　××○○××
> 取り下げ等のお問い合わせ窓口　03-○×○○-×××○
> 受付時間　9:00～20:00（日、祝日は除く）

●これは不特定多数の宛先に送られた架空請求ハガキです！

公的機関に類似した差出人ですが実在しません。
他にも、法務省管轄支局国民訴訟通達センター、国民訴訟お客様センター、全国紛争相談センターなど、名称をさまざまに変えて繰り返されている詐欺の手口です。

●ハガキに記載された連絡先には絶対に連絡しないでください！

記載された窓口に連絡すると、電話番号や家族構成などの個人情報を聞き出され、次々と電話がかかってきます。「弁護士に問い合わせるように」と言って第三者の電話番号に誘導されることもあります。その第三者も詐欺グループの一員です。

●不安なときは消費生活センターに相談してください。

ニセ電話詐欺に要注意！

まもりん

戸　畑【ウェルとばた７Ｆ】	☎８６１－０９９９
門　司【門司区役所東棟１Ｆ】	☎３３１－８３８３
小倉北【小倉北区役所西棟１Ｆ】	☎５８２－４５００
小倉南【小倉南区役所３Ｆ】	☎９５１－３６１０
若　松【若松区役所２Ｆ】	☎７６１－５５１１
八幡東【八幡東区役所本館２Ｆ】	☎６７１－３３７０
八幡西【八幡西区役所コムシティ４Ｆ】	☎６４１－９７８２

消費者ホットライン　☎１８８（いやや！）（あなたの地域の消費生活センターにつながります）

みもりん